

平成29年度 第1回狭山市環境審議会 会議録

開催日時 平成29年11月20日(月)午後2時～3時56分
開催場所 市役所6階 604会議室
出席者 相良純子委員、相澤睦夫委員、片田真一委員、新井孝子委員、大貫裕子委員、岡村哲史委員、小川洋之委員、小菅栄委員、近藤彰男委員、仲川知範委員、廣中尚子委員
欠席者 田邊仁委員、関根沙織委員、照沼拓委員、平林達二委員
市側出席者 松本晴夫副市長(途中退席)、吉田環境経済部長、立川資源循環推進課長、岡本奥富環境センター所長、吉田稲荷山環境センター所長、丸井みどり公園課長、小川環境課生活衛生担当主幹、高橋環境課環境保全担当主査
事務局 大谷環境課長、保坂同課主幹、桑原同課主査、加藤同課主任

傍聴者 1名

報道 0名

議題

- (1) 平成29年度版(28年度実績)狭山市環境レポートについて(公開・~~非公開~~)
- (2) 狭山市住宅用省エネルギーシステム設置費補助事業について(公開・~~非公開~~)
- (3) 空き家対策について(公開・~~非公開~~)
- (4) その他(公開・~~非公開~~)

質疑(会議の経過)

- (1) 平成29年度版(28年度実績)狭山市環境レポートについて

委員 昨年も触れましたが、項目によって、特に18ページの再生可能エネルギーの普及のところ、目標に対して平成26、27、28年とかなり上回っています。目標値を何年か続けてクリアした場合に、さらに目標値を上げてよくしていくというような施策はあるのでしょうか。

説明者 今回の環境レポートは、改訂前の第2次狭山市環境基本計画に基づく最後のレポートになります。お手元の第2次環境基本計画改定版は平成29年度から5年間の計画ですが、これを作成した時に指標を設定し直しています。再生可能エネルギーの普及については、従来、設置件数を目標値にしていたのですが、改定版ではCO2の削減量に変更しています。改定版の165

ページでは、再生可能エネルギーの普及の新しい目標値として CO2 の削減量 15,150 トンと設定してあります。現時点では達成していない数値を目標として設定したということです。このほかにも、改定版の作成にあたって、目標を達成してしまったものは、新しい目標を設定し、指標自体が測定されなくなっているようなものについては新しい指標に変更しています。改定版に基づく環境レポートは、来年度の審議会で1年目の報告をさせていただきます予定です。

(2) 狭山市住宅用省エネルギー設置費補助事業について

委員 燃料電池自動車の補助対象件数の 5 件というのは、何年間かの期限内の合計なのか、年度内の件数なのか、どちらでしょうか。

説明者 平成 30 年度分として 5 件ということです。

委員 地中熱利用システムは補助件数が 0 件ですが、打診ぐらいいは来ているのでしょうか。

説明者 交付申請もなく、利用実績はない状況です。設置費用が多額となることから、個人住宅で設置する例が少ないと考えています。

委員 ある住宅メーカーで地中熱利用住宅を安価で提供できるよう試作を行い、上手くいったら広げていきたいという話を先月聞いたので、またご案内します。

(3) 空き家対策について

委員 自治会連合会と市の意見交換会の中でも触れましたが、我々が感じている空家と市が把握している空家、説明の中では 360 軒とのことでしたが、これらに乖離があるように思います。改めて市が定めている空家の定義を教えてください。

説明者 条例案の 2 において、用語の定義は空家特措法と同じであるとしており、同法では「使用されていないことが常態であること、常態とは 1 年以上利用されていない場合を常態と判断する」という基準が国から示されています。ただ、みなさまから見た感覚と法律の定義に乖離があるということもあると思いますので、条例案の 4 では、所有者等の責務として「所有者は空家の適正管理と積極的な活用に努めること」と規定しており、空家の解釈を基本的に

は法と同じとしつつも、それだけに捉われずに「条例の中にこういった規定もあるので適正な管理をしてほしい」と指導する際に根拠としていきたいと考えています。今まで感覚に違いがあったかもしれませんが、乖離は少なくなるのではないかと考えています。

委員 空家に関連する部署が大変多いとの説明がありましたが、社会福祉協議会が取り組んでいる住民のささえあいで、介護保険の要支援1、2に対する要員を養成しているところですが、活動する拠点として、特に富士見地区では空家を活用しようということで話が進んでいます。その際、空家ということは分かっても、所有者が分からないといった場合、市から所有者を教えてくださいとすることはできないでしょうか。

説明者 最近個人情報観点から、市の内部でも簡単に他課とのやり取りが難しい状況にありますが、可能性としては、市が空家の所有者に「利用したい人がいる」という連絡をして、所有者の了解を得たうえでお教えするということはできると思います。

委員 この条例で把握した空家について、所有者の指導以外に環境課の施策の中で反映していく事項はあるのでしょうか。

説明者 空家といっても家そのものは都市建設部の事務と密接に関連しており、近隣でも都市建設関係の部署へ移管している市が多い状況です。特措法が空家の活用を目標に掲げていることもあり、狭山市でも都市建設部のいずれかの課へ移管する方向で調整しています。環境課としては、周辺的生活環境に悪い影響を与えているという観点から、例えば蜂が巣を作ってしまったが所有者が分からないので何とかできないかとか、草や木がはみ出しているとか、そういった話を受けることが多く、これらについては今も対応させていただいており、環境課が担当する部分としては、条例ができて今と変わらないと考えており、環境基本計画の中でも特に「空家」という言葉は使わずに生活環境を守るという話の中で対応していきたいと考えています。

委員 今ある空家をどうしようかということですが、空家が増えた理由は何なのかを考え、そもそも空家にさせない施策というものが必要なのではないかと考えています。ケガをして絆創膏を貼る、次にケガをしたときのためにもっとよい絆創膏を作るというのではなくて、ケガをしないためにはどうしたらよいかと考えるのと似ているのではないのでしょうか。空家を増やさないためにはどうしたらよいか、狭山市として住みよいまちとはどんなところかと、その辺を掘り下げていくと、空家を活用するというのではなくて、空家が全然ない

住みよいまちになるのではないかという気がします。これは簡単なことではないと思い質問しました。

説明者 国が「空家の有効活用」と言いはじめたのも、放っておけば増える一方なので、活用しないと減らないという理由だと思います。その先には、今言われたように、そもそも空家にしないようにすることが必要だというのがあります。狭山市でもここ 10 年ぐらいは人口が減り続けており、こうしたことへの対策として、まち・ひと・しごと創生総合戦略という計画を作り、何とか人口を増やしたい、特に若い世代の転入を増やしたいと、近居支援という制度を作りました。これは、親の世帯が市内に 3 年以上居住している子供が、市外から転入して家を建てたり、改修したりする場合、最大で 60 万円補助するという仕組みです。それ以外にも、こども医療費は中学生まで無料等の施策を組み合わせ、できるだけ空家が生じないようにという取り組みをしているところです。

(3) その他

○埼玉県内におけるヒアリの確認について

・本年 8 月 10 日、狭山市内の事業者敷地内からヒアリの女王の死骸が発見されたことについて状況を報告。

質疑はなし。

その他の意見等（網掛け部分）

委員 空家の情報を利用して浄化槽のデータ整理ができないかとの思惑があり先ほど質問しました。浄化槽の維持管理に関しては、法定検査の受検、保守点検、清掃の実施という 3 つの義務があります。埼玉県は法定検査の受検率が全国ワースト 5 で、西部環境管理事務所管内では、県内平均受検率 14% を 13 市中 10 市が下回っている状況です。空家対策の中で、使用を廃止した浄化槽の消込をしてもらえれば、多少は上がるのかなという期待もあり、質問しました。よろしくお願いします。

委員 ヒアリが問題となっているのは、人が刺されるのは勿論ですが、外来生物が入ってきてその地域の生物多様性を壊してしまうからです。発見したときの対応方法のルーチンワークが決まっていたのでしょうか。先ほどの説明ではしっかりやられているというのが分かったのですが、もう一度こういう対応になっているというのを聞かせてください。

説明者 外来生物に関しては、国の出先機関として地方環境事務所があり、県の出先

	<p>機関として環境管理事務所がありますが、情報が入ってくるのは市であることがほとんどだと思います。市は情報が入ったら県の環境管理事務所に報告をするという流れになっており、県には市よりも専門性の高い職員がいるので、まずはそこで確認して、それでもはっきりしない場合は、関東地方環境事務所へ持っていき、それでもはっきりしない場合は、環境省本省から複数の専門家に依頼して確認するという流れになっています。</p>
委員	<p>この写真を見ると、胸のところが広いのが女王アリの印ですし、フタフシアリの仲間であるお腹の節が二つ出ている女王アリで、よくヒアリと気付いた、よく見つけたと感じました。このようなルートや経験は大切にして、皆に知らせておくと迅速に行くと思います。よい例と言っては何だが、予行演習になったかなと思いました。</p>
説明者	<p>今回は報道機関への対応という面でも、よい経験をしたと思っています。環境省からは発見場所を市名までしか公表しないようにと指示されましたが、狭山市では、先行市の事例等を参考にして、大字までは公表しよう判断しました。最近、他の市において市名までしか公表しなかったことを非難されたときに、環境省は「最終的には市の判断に委ねる」との見解を示しました。</p>
委員	<p>ごみを減らすことの大切さ、特に生ごみの問題に興味を持っています。市の広報でも、生ごみを「もやすごみ」に区分しているほどで、もやすごみの中に生ごみを入れるのが前提となつてごみの収集ができていますが、これがどうにかならないかということです。昔、狭山市では、ビン、カンがカゴで分別収集し、生ごみはバケツで分別収集しており、それにあこがれて他市から移り住みましたが、どんどん縮小して、ごみ減アンケート時の意見を聞いても、本気で考えている人ががっかりしている状況に触れて、現状をもう少し考えてもらえればいいなと思っています。紙等の資源を生かそうと思っても、生ごみが付着して汚れていると、資源が資源となりません。資源を資源とするには、生ごみと分けなければダメだということから、もう少しごみというものを一緒に考えられたらいいなと思っている一人です。</p>
委員	<p>現状の空家は 360 件とのことでしたが、有効活用について、どのようにして、いつごろから対応していくのでしょうか。</p>
説明者	<p>市民のみなさまから情報として頂く空家は、ガラスが割れていたり、傾いているなど、状態がよくないものが多い状況です。本当に活用できる空家は市が働き掛けなくても不動産屋等で流通していると思われます。そうした状況のなかで、市が把握している空家のうち活用できるものは、それほど多くはないのではと考えています。他市の先進例を見ても、利活用できそうな空家はごく一部と聞いています。空家の利活用というのは、都市計画、住宅政策と関係してくるので、来年度については利活用の部分は都市建設部という別</p>

	の部に移管して進めようと思っており、現時点でどのようなスケジュールでというのは申し上げませんが、来年度以降ということになると考えています。
説明者	狭山市の世帯数は毎月増えています。市内を見ても新しい家が次々と建っており、価格も若い世帯が手を出し易いものが多く、そういう状況が古い住宅に手を出さないことにつながっていると思います。駅近、買い物に便利等の空家は流通すると思いますが、便の悪い場所については、地域での活用、自治会、福祉等での活用に目を向けていかないと難しいのではないかと考えています。
委員	稲荷山環境センターの更新時期について、何かアウトラインのようなものがありますか。
説明者	稲荷山環境センターとともに、その隣のサピオ稲荷山という施設についても、計画をたてて対応しているところです。公共施設の維持管理費がかさんで財政を圧迫しているという前提で計画をたてて見直しに入っている中で、地域住民の方からはサピオよりも稲荷山環境センターをどうするのかという心配をいただいています。稲荷山環境センターについては、平成40年まで長寿命化するという事で対応していますが、それまであと10年というところで、来年度組織を見直して、施設更新について、今の場所でのいいのか、他の場所にするのか、近隣市との共同設置やバイオ等も含め、多方面から研究するような組織体制のなかで対応していきます。
委員	先ほどの生ごみ処理やプラスチック分別も含めて、ごみ処理全体の中から、建物にはどのようなものを求めるかというようなことを来年度から考えていくということでしょうか。
説明者	バイオ発電についても検討してもらいたいという要望を市へいただいているので、当然研究していきますが、別のところという形では難しく、今の場所のできるのかも検討しなくてはならず、多方面から検討していきたいと考えています。
委員	私は、緑豊かな狭山という言葉に魅せられて引っ越してきて20年になりますが、残念ながらここ20年で周りの雑木林は大分減ってしまいました。子どもたちが小さい頃は、雑木林で楽しく遊んでいました。ヒアリ、マダニ、ハチなど、環境への見方も厳しくなって残念だなと思っています。とにかく緑豊かであればよいな、そういう狭山であってほしいと願う一市民です。
委員	空家の問題がみなさん一番関心が高かったように思います。空家は間違いなく増えていく方向だろうと思いますので、これからかなり大きな問題になると考えています。
委員	環境対策が少子高齢化にもプラスに働くのではないかと考えています。若い

説明者	<p>人を転入させるために、住み良い環境をどのようにして実現していくかというのを我々が認識してこういう場で述べていくことが是非必要です。環境基本計画に掲げられた施策を全部実施するのは大変なことで、市だけでは絶対にできないし、我々だけでもできません。環境基本計画にはよいことが書かれているので、協力して実現していくことが一番重要なところですよ。どうしたらよいのか、みなさんの知恵を合わせていきたいと思っています。審議会の開催は一年に一回で申し訳ありませんが、次回までに何かあったら、またこういう場で情報共有できればありがたいと思います。</p> <p>審議会は今年度については年一回の開催となる見込みですが、それ以外の時でも気付いたことがあれば情報を寄せていただければと思います。よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>公益財団法人 日本環境技術協会では、環境機器製造、維持管理関連の約 100 社が加盟して水質と大気測定技術の普及促進を行っています。東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における総量規制用の COD 測定計の設置をきっかけに設立され、機器の維持管理講習会を始め、全国 1800 局、狭山市内ですと堀兼にもある大気測定局の測定や維持管理の技術者養成等も行ってあります。最近、中国では、VOC（揮発性有機化合物）を規制しようとしています。日本ではまだ規制には至っていませんが、そのための VOC 測定器の技術セミナーを南京と北京で行ってあります。何かの参考になればと思います。</p>

会議資料

(配布資料)

- 資料 1 狭山市環境審議会委員名簿
- 資料 2 環境経済部等職員名簿
- 資料 3 狭山市審議会規則
- 資料 4 狭山市住宅用省エネルギーシステム設置費補助事業
- 資料 5 狭山市住宅用省エネルギーシステム設置費補助事業（改正）について
- 資料 6 空家対策の現状と今後
- 資料 7 狭山市空家等の適正管理に関する条例（案）の概要
- 資料 8 埼玉県内におけるヒアリの確認について

(手持ち資料)

- ・ 第 2 次狭山市環境基本計画 改定版
- ・ 平成 29 年度版 狭山市環境レポート